

建退共適用工事

現場で働く方は、雇用主が建退共に参加していれば、**退職金を受け取ることができます。**

工事名

発注者名

元請事業主名

共済契約者番号

見
本

労働者の方へ

現場就労の日数に応じて**全額雇用主負担**で掛金が納付され、継続して建設業界内で通算され、納付月数が12月以上となり、建設業界で働くことをやめたときなどに、**退職金**を受け取ることができます。ご自身の就労に応じた掛金納付がされているか、共済手帳の更新手続きが適正にされているかを定期的に確認してください。

事業主の方へ

掛金の補助があり、掛金は損金扱いできますので**未加入の事業主は加入**しましょう。制度を正しく履行していれば、経営事項審査での加点対象となります。**電子申請方式**では、共済証紙の管理や共済証紙受払簿が不要となり、**効率化**が図れます。**共済手帳の更新手続きは必ず忘れずに行ってください。**

建退共ホームページで加入事業所検索をクリック。
左上の元請事業主ではなく、雇用主を検索してください。



建退共



共済手帳更新について、詳しくはこちらから。 >>>

